

次期子ども・子育て支援事業計画及びこども計画の策定について

1 子ども・子育て支援事業計画

(1) 概要

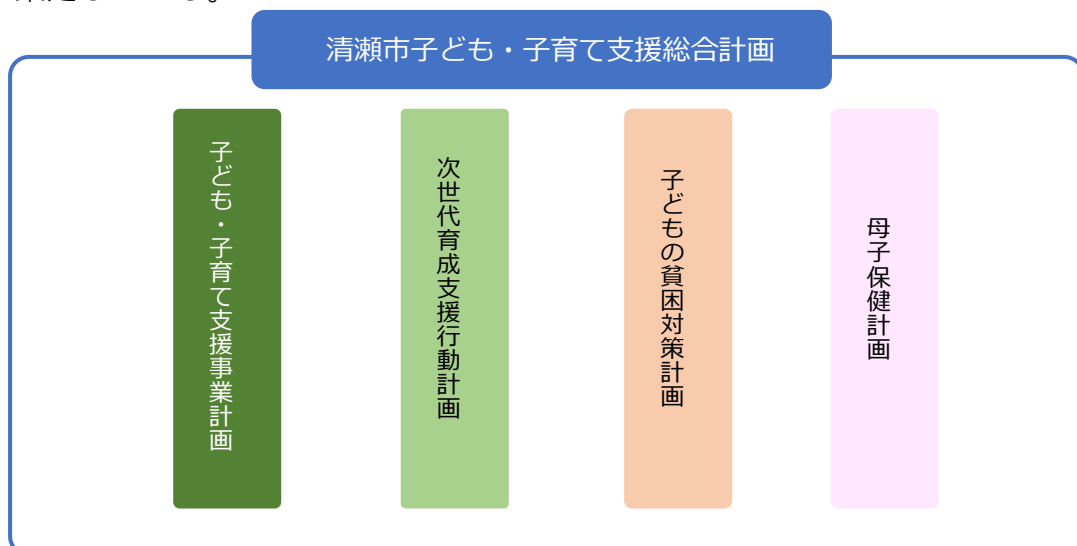
子ども・子育て支援事業計画は、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法の第61条で全市町村に策定が義務付けられている計画であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、潜在ニーズを含めた量の見込みを把握しそれに対応する確保方策を定めている。

令和5年度現在は第2期の計画期間であり、第3期に向けて、令和5年度にニーズ調査、令和6年度に策定作業を行う予定である。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
子ども子育て支援法成立	調査	策定													
			第1期計画期間												
						調査	策定								
								第2期計画期間							
											調査	策定			
													第3期		

(2) 清瀬市における子ども・子育て支援事業計画について

清瀬市では、「清瀬市子ども・子育て支援総合計画」を令和2年3月に策定した。本計画は、清瀬市における子ども・子育てに関する総合計画として、上記の子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に加えて、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」、健やか親子21（第2次）に基づく「母子保健計画」を合わせた計画であり、「清瀬市子ども・子育て審議会」において、委員の意見を聴取して策定している。



2 こども計画

(1) 概要

こども計画は、令和4年6月に成立し、令和5年4月から施行されたこども基本法の第10条第2項で策定が努力義務化されているこども施策に関する計画である。

こども計画の特徴として、計画策定の過程でこどもの意見聴取を行う必要があるとされている。

こども基本法【抜粋】

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする

また、市町村こども計画は、国が定める「こども大綱」(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)の内容を勘案して策定する必要があることから、次のようなスケジュールが想定される。

R4	R5		R6	R7~
こども基本法成立		こども大綱成立	策定	計画期間

(2) 計画の内容

こども計画には、こども基本法第9条に規定するこども施策に関する大綱を含む必要がある。

- こども施策に関する基本的な方針
- こども施策に関する重要事項
- こども施策を推進するために必要な事項
- 少子化対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ⑥子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項の各号に掲げる事項

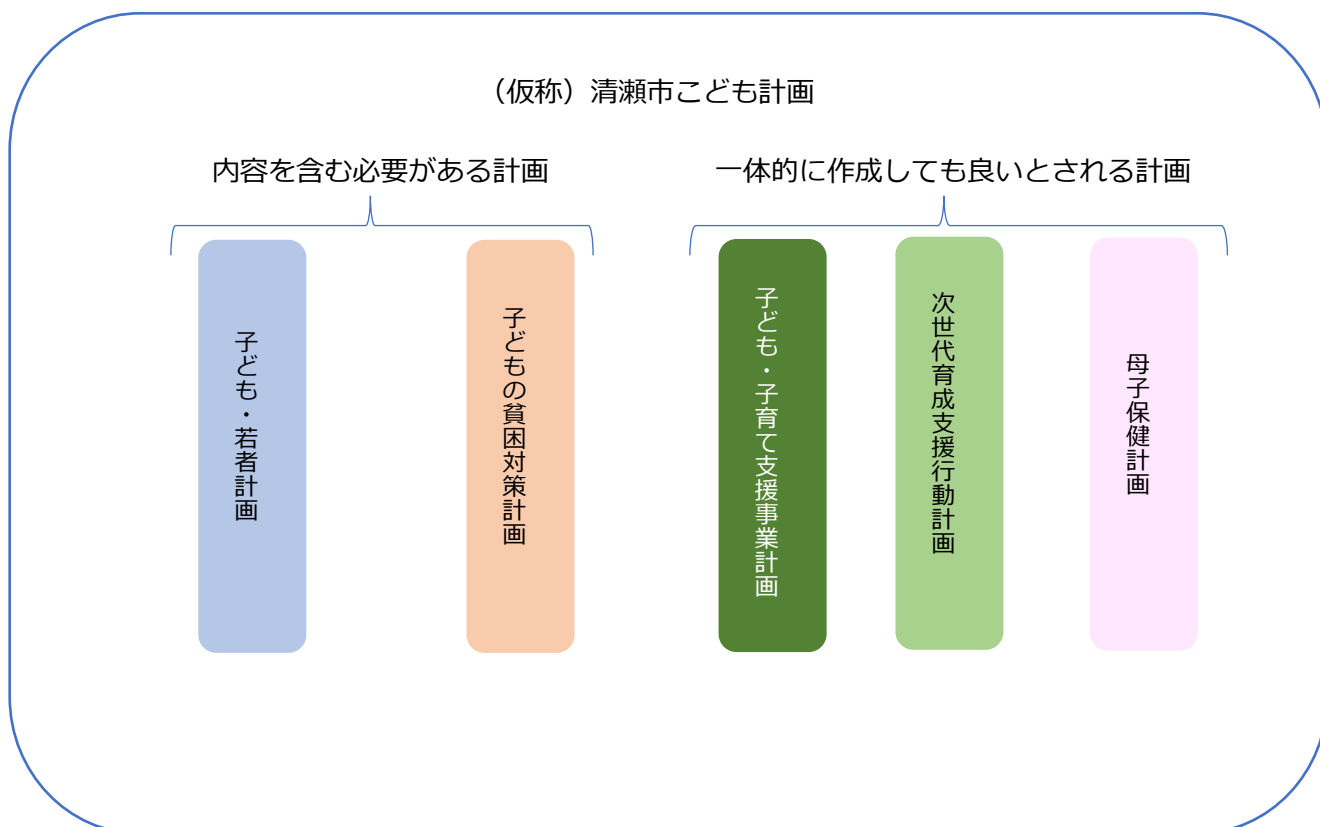
また、その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの(※)と一体的に作成することが可能とされている。

※子ども・子育て支援事業計画はこれに含まれる。

3 清瀬市での方向性

清瀬市では、今後策定しなければならない第3期の「子ども・子育て支援事業計画」と、今後策定が努力義務化されている「こども計画」を「(仮称) 清瀬市こども計画」として一体的に策定することを、現時点において想定している。

なお、一体的に策定する場合、こども基本法の下に、こども施策に係る個別作用法のうちの一つとして子ども・子育て支援法があるため、「こども計画」に「子ども・子育て支援事業計画」を包含する形で策定することになる。



4 今後のスケジュール

※現時点での案であり、進捗状況によって前後する可能性がある。

年月		内容
令和5年度	令和5年9月	・第1回 子ども・子育て会議 (子ども・子育て支援事業計画令和4年度進捗状況等)
	11月	・第2回 子ども・子育て会議 (予定)
	年末頃	【国】「こども大綱」成立
	令和6年1月~3月	・第3回 子ども・子育て会議 (「こども大綱」について)

年月		内容
令和6年度	令和6年4月～	・子ども子育て会議 を開催 (子ども・子育て支援事業計画令和5年度進捗状況等) (子ども計画策定について)
	10月頃	・子ども・子育て会議 (市長へ答申)
	以降は庁内で答申を基に計画を審議	
	11月	・子ども・子育て会議 (パブリックコメント用の計画確認)
	12月	・市議会 (パブリックコメントの実施)
	令和7年1月	・パブリックコメント実施
	1月下旬	・子ども・子育て会議 (パブリックコメントへの対応審議)
	2月	・子ども・子育て会議 (計画の最終案確認)
	3月	・清瀬市議会へ報告 (計画策定) ・計画完成、公表